

一宮町認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 5 月 18 日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第 41 号

一宮町認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減事業実施要綱の一部を改正する告示

一宮町認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減事業実施要綱（平成30年一宮町告示第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「ならない。」の次に「ただし、同サービス提供月に軽減認定者が介護認定申請中の場合には、当該認定結果に基づき、国民健康保険団体連合会に請求した翌月15日までに、町長に提出するものとする。」を加える。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の一宮町認知症対応型共同生活介護事業所家賃軽減事業実施要綱の規定は令和4年5月1日から適用する。